

療養病床から転換した介護老人保健施設の施設要件について

施設要件の考え方

療養病床については、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、「療養病床から転換した介護老人保健施設」についても、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く状態が安定している者」を受け入れることから、この機能を担保する必要がある。

また、これら入所者は、「既存の介護老人保健施設」の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高いと考えられ、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、「療養病床から転換した介護老人保健施設」については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。

したがって、「療養病床から転換した介護老人保健施設」の施設要件については、上記の事項を勘案して設定を行う。

施設要件（案）

要件1) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上※であること

（ただし、同要件は、平成21年4月から適用することとする）

要件2) 既存の介護老人保健施設に比べ「療養病床から転換した介護老人保健施設」での実施頻度が高い医療処置について、算定日が属する月の前3月間において同処置が行われた者が一定以上の割合※で入所していること

※「一定以上の割合」については、最新データを基に算出する